

／社労士が教える！／

経営者が知るべき ハラスメント対策

刑事事件にもなるハラスメント その壁を知る

一昔前までは当事者間の問題とされてきたハラスメントは、もはや当事者間の問題では済まなくなり、会社を巻き込む犯罪事件となることも。ハラスメントにより心に深い傷を負うことで働くことが出来なくなることは、会社の損失にとどまらず、その人の人生をも壊すことになります。本セミナーではなぜ、今ハラスメント対策が必要なのか、ハラスメントの現状とその種類、会社が責任を問われるケースをお話し、その原因と防止・対策について、元刑事目線で解説します。ぜひこの機会にご参加ください。

日時

2024年

9月11日 水

14:00~16:00

場所

姫路商工会議所 本館7階 701ホール

対象

中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

定員

30名(先着順)

主催

姫路商工会議所

**受講料
無料**

申込方法

インターネットでお申込みいただくとスムーズです。

① インターネット

(HP申込フォームよりお申込みください。)

② FAX・郵送

(下記申込書に必要事項をご記入の上、送付ください。)



※感染症拡大に伴い、やむを得ず変更・中止する場合があります。変更・中止等のご連絡は、原則FAX・メールにて行います。

講師

特定社会保険労務士、元刑事

恵島 美王子氏

人事総務出身者が多数を占める社労士業界において異色の経歴を持つ。
元警察の刑事部出身の社会保険労務士。
交番・交通課勤務を経て、本部刑事部捜査第二課・所轄刑事課知能犯係において、詐欺・横領・贈収賄事件等の知能犯捜査に従事。
その後、法律事務所・社労士事務所に転職後、2022年企業の労務リスク対策に特化した社労士事務所を設立。

講座
内容

- 1 労働法制の改正内容について
- 2 なぜ今? ハラスメント対策が必要なのか
- 3 ハラスメントの現状
- 4 職場におけるハラスメントとは
① セクシャルハラスメント
② 妊娠・出産等に関するハラスメント
③ パワーハラスメント
- 5 ハラスメントで会社が問われる責任
- 6 ハラスメントが起こってしまう原因

受講申込書

9/11(水) 経営者が知るべきハラスメント対策

事業所名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
E-mail			
(ふりがな)			
参加者名	①	②	

送付先 FAX.079-222-6005

 姫路商工会議所 中小企業相談所
企業支援担当 行

 ※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡、情報提供、セミナー参加者の
実態調査・分析のために利用するほか、講師に提供することがあります。

問い合わせ先

姫路商工会議所 中小企業相談所 企業支援担当

HP <https://www.himeji-cci.or.jp/>

〒670-8505 姫路市下寺町43

TEL 079-223-6557

FAX 079-222-6005

姫路商工会議所

検索